

# 年報【国連研究】審査規程

## 1 目的

『国連研究』に掲載する原稿に関する審査手続を明確にするため、この規程を定める。

## 2 審査

(1) 審査対象となる原稿（特集論文、独立論文、政策レビュー、書評論文）の種類に応じ、編集委員会が専門分野を考慮して匿名の査読者2名に依頼をおこなう。なお、書評は審査対象外とする。

(2) 査読者は原則として会員の中から選出するが、必要に応じて非学会員を充てることもある。

(3) 査読者による審査結果報告書の内容にもとづき、編集委員会が原稿の掲載の可否を判断する。

## 3 編集委員会による依頼原稿の審査

編集委員会が依頼する各種原稿については、査読者による審査を省略することができる。

## 4 審査結果

(1) 査読者は、編集委員会が依頼した期日を目処に、査読の結果を、審査結果報告書に記載して編集委員会に送付しなければならない。

(2) 審査の結果は、下記の4種類とする。

A：無修正あるいは若干の形式的な修正を加えることで掲載可能である。

B：指示された修正を行ったうえで再提出することが必要であるが、指示された点が修正された場合には掲載が可能である。

C：大幅な修正が必要であり、再提出された原稿が掲載可能か否かは再投稿原稿を改めて審査して判定する。

D：掲載不可能である。

(3) 査読者は、審査結果報告書内に判定理由および必要に応じて修正条件を明記しなければならない。

(4) 編集委員会は、査読者による審査結果報告書の内容にもとづき、執筆者に原稿の取扱いについて連絡する。

## 5 修正

(1) 編集委員会から審査結果報告書を送付された執筆者は、その内容に従って編集委員会が定めた期日までに、原稿を修正して再提出しなければならない。

(2) 編集委員会が依頼した各種原稿についても、修正を求めることがある。

## 6 改正

この規程の改正については、編集委員会の議を経て、運営委員会が決定する。